



定期購入「返品」だけでは

解約になりません!

具体的な事例

SNSの広告を見て1回だけのお試しのつもりで美容液を買った。その後同じ商品が届いたが、注文した覚えがないのでその旨と解約希望の書面を同封して返品した。その後も請求書などは届いていたが無視していたところ、先日、法律事務所からこの請求について最終通告のような封書が届いた。商品が手元のないのに請求されるとは納得がいかない。

アドバイス

低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品注文したら実は定期購入だったというケースがあります。自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。

通信販売ではクーリング・オフ制度は利用できなく、一旦契約すると定期購入に気付かなかつたという理由だけでは、解約することはできません。商品を注文する際には、商品の内容や価格だけではなく、購入条件や返品・解約が可能か等、利用規約をしっかりと確認しましょう。

困ったときや悩んだときは消費生活センターにご相談ください。

問合せ先

射水市消費生活センター(生活安全課内)

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後4時

☎52-7974

富山県消費生活センター高岡支所

(高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5F)

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時

☎25-2777

消費者ホットライン ☎188



国民年金保険料の納付にお困りの方へ

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の全額または一部が免除となる「免除制度」や、50歳未満の方を対象とした「納付猶予制度」を申請することができます。(学生の方は除く。)

「免除制度」は、本人とその配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認されます。また、「納付猶予制度」は50歳未満の本人および配偶者のみの所得で審査されます。

市役所窓口または年金事務所で申請してください。

なお、令和8年度の受付が7月1日から始まりしました。免除の対象となるのは、令和8年7月分から令和9年6月分までの保険料です。

過去の保険料は、申請月の2年1カ月前の分まで、随時、受け付けています。対象期間中に未納がある方は、お早めに手続きをお願いします。

免除の対象となる所得のめやす

世帯構成	納付猶予	全額免除	一部納付		
			1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯(ご夫婦、お子さん2人)	172万円	172万円	202万円	242万円	282万円
2人世帯(ご夫婦のみ)	102万円	102万円	126万円	166万円	206万円
単身世帯	67万円	67万円	88万円	128万円	168万円

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますので、ご注意ください。

問合せ先

高岡年金事務所 ☎21-4180(音声案内②番→②番)

保険年金課 ☎51-6628